

令和3年度

言語・聴覚・発達障害等の教育に関する  
要望書

令和3年11月18日

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会



静岡県教育委員会 様

静岡県教育委員会におかれましては、日頃より通級指導教室並びに幼児言語教室について格別のご指導とご支援を賜り深く感謝申し上げます。

また、本年度も新型コロナウイルスの感染拡大に係る危機管理に注力いただいている中、本要望書の提出について格別のご高配を賜り深く感謝申し上げます。

私ども静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会は、昭和45年の発足以来、言語・聴覚・発達障害教育のための実践的研究及び相談事業等を着実に積み重ね、特別支援教育の充実と担当者の資質向上に努めてまいりました。今後も、言語・聴覚・発達障害の研究組織として、通級による指導及び幼児言語教室による指導の充実を求めながら、本県の特別支援教育の発展に寄与していきたいと考えております。

中央教育審議会では、令和3年1月26日の第127回総会において「令和の日本型学校教育」を取りまとめました。その中で、「特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒や、特別支援学級に在籍する児童生徒の数が増加していること等を踏まえ、小中学校において、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった障害のある児童生徒の多様な学びの場の一層の充実・整備や、必要な指導体制等について引き続き検討する必要がある。」と提言しております。

また、通級指導教室の充実を図ることは、通常の学級の特別支援教育力を高めていくことに直結しております。このことは、本県の喫緊の課題である不登校対策にも大きく貢献できるものと考えられます。不登校に陥る児童生徒の中には発達障害のある児童生徒が多く含まれていることは周知のとおりであります。発達障害のある児童生徒に早期に適切な支援を行うことによって不登校に陥ることを免れた例は少なくありません。

今後も本研究会では、従来からの言語・聴覚・発達に障害のある幼児・児童・生徒の直接的な指導・支援を推進して参ります。加えて、自校内支援や在籍校(園)訪問、サテライト教室による指導などに積極的に取り組み、本県の特別支援教育力の向上に資する覚悟でありますので、別記要望事項について格別のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和3年11月18日

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会  
会長（静岡市立番町小学校長）寺谷正博

# 要 望 事 項

## I 通級による指導の充実のための要望

- 1 通級指導教室（言語障害・聴覚障害・発達障害）の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正し、すべての児童生徒が支援を受けることができるよう、通級指導教室の新設や増設をお願いします。
- 2 静岡県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、研修の機会の確保と維持及び本研究会への参加にご理解をいただき、通級指導教室担当者の指導経験を生かしつつ、その経験が確実に継承されるように、人事面で配慮いただけるようお願いいたします。
- 3 ICT機器を活用した遠隔指導や指導の個別最適化を図るためのシステム構築に関する研究の推進をお願いします。

## II 小学校言語障害通級指導教室・発達障害通級指導教室の充実と発展のための要望

通級による指導を必要とする児童のニーズに応え質の高い指導を行うために、言語障害通級指導教室と発達障害通級指導教室の障害種別による設置の緩和など柔軟な運営ができるよう配慮をお願いします。

## III 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室の充実と発展のための要望

聴覚に障害をもつ児童・生徒の将来の社会参加に向けて、障害を早期に発見し、それぞれの発達段階、ニーズに応じて必要な支援を受けられるよう、下記の点についてご配慮、ご検討をお願いします。

- ・研修会等で聴覚障害についての理解を広げる場を設定すること
- ・園、小学校、中学校に在籍する聴覚に障害を持つ児童・生徒の実態調査を全県で行うこと
- ・聴覚特別支援学校のセンター的機能を活用した学級や教室への巡回指導を行うこと。

## IV 中学校・高等学校の発達障害通級指導教室の充実と発展のための要望

本県の中学校の発達障害通級指導教室は年々設置が進んでいますが、生徒・保護者のニーズに応えるには、教室数や担当者数が十分であるとは言えません。高等学校の通級による指導についても、実施学校数が少ないため、中学校で通級に通い、高等学校でも継続したい生徒が通えない現状があります。そこで、下記の点について、ご検討をお願いします。

- ・未設置の市町に中学校の発達障害通級指導教室を新設すること
- ・全日制、定時制の課程の高等学校において、通級による指導の利用と合理的配慮による高校入試に関する情報の周知をすること

## V 早期指導の充実と発展のための要望

本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。

そこで、早期支援の重要性を鑑み、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県として早期支援の枠組みの中に位置づけた制度設計の検討をお願いします。

## I 通級による指導の充実のための要望

1 通級指導教室（言語障害・聴覚障害・発達障害）の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正し、すべての児童生徒が支援を受けられることができるよう、通級指導教室の新設や増設をお願いします。

平成 29 年 4 月 1 日の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に伴い、障害に応じた特別の指導（通級指導）を行う教職員の基礎定数化が盛り込まれ、通級指導を受ける児童生徒 13 人に 1 人の教員を配置することとなりました。各教育委員会のご尽力により、各市町への計画的な教室の新設・増設等が実施されています。このことにより居住する市町で「通級による指導」を受けられる児童生徒が増えました。

しかし、通級指導教室の設置が遅れている地区も残されています（資料 I-1-①）。特に県東部地区の小山町・清水町・東伊豆町・西伊豆町・南伊豆町・松崎町・河津町は、他地区同様多くのニーズがあるにもかかわらず、言語・幼児言語・発達の、どの教室も存在していません。

令和 2 年度は、東部において、合計 16 名（言語 2 名・発達 14 名）の児童が他市町から通級しました。また、各市町に 1 つしか通級指導教室がない場合、在籍地域に通級教室があっても、在籍校からの距離が遠く、伊東市では、59 名の在籍児童のうち 10 名が片道 1 時間以上をかけて通級しました。遠距離の通級は、往復するだけで疲れてしまい、指導に集中できないばかりか、保護者の負担が大きく、「送迎困難」を理由に未改善のまま通級を終了した例もあります。下田市では、南伊豆町や東伊豆町の教育委員会から相談がありましたが、通級の距離と時間の負担を考えると、必要があっても通級につながらない場合もありました。

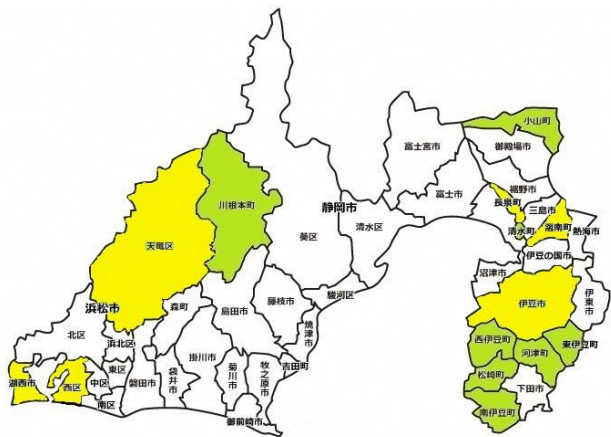
この状況を緩和させ、児童生徒に必要なかつ適切な支援を行うために、担当者は巡回指導やサテライト指導を行うなどを行っています（資料 I-1-②）。こうした努力で保護者の負担を軽減し、児童生徒に支援の機会を提供することができます。しかし、巡回指導やサテライト指導では、児童生徒のために臨機応変に指導内容を変えることが難しくかったり、その日に必要な指導をすることができなかつたりすることも多く、大きな課題となっています。さらに、通級指導の要である保護者との連携を十分に行うことができず、担当者にとっては負担が大きくなっています（資料 I-1-③）。

また、通級指導教室には、通級に関わる児童生徒・保護者だけでなく、通常の学級や特別支援学級に在籍する児童生徒・その保護者、職員にも活用できる人材や教材などがあります。特に、不登校児童生徒や読み書きにつまずいている児童生徒に対する早期対応や教育相談には、通級指導教室が有している知識や技能が生かせると考えます。

通級指導教室へのニーズが高まり、各校で支援を必要な児童生徒が増加している中、ぜひ、基礎定数化の計画的な実施とともに、各市町の小中学校の設置状況を調査し、それに基づく教室設置を行い、地域間格差がなくなるよう、今後のご尽力いただけるようお願いいたします。

資料 I-1-① 通級指導教室未設置の市町(令和2年度)

地区	言語教室	幼児言語教室	発達教室
東部	西伊豆町 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 函南町 清水町 長泉町 小山町	西伊豆町 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 函南町 清水町 長泉町 小山町	伊豆市 西伊豆町 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 清水町 小山町
中・西部	川根本町 森町	川根本町 森町	川根本町 湖西市
浜松市	西区		天竜区



白… 言・幼言・発達教室すべてが設置されている市町  
 黄… 言・幼言・発達教室のいずれかが設置されている市町  
 黄緑… 言・幼言・発達教室が設置されていない市町

※静岡市は、未設置無し。

※函南町、清水町、森町には幼児に対することばの相談窓口はある。

資料 I-1-②

サテライト実施状況 (令和2年度)

	東部		中西部		県全体	<サテライトでの指導の成果> ・自家用車で往復1時間以上かかる児童生徒の時間的、心身面などの負担軽減できる。 ・保護者の送迎困難により、通級できない児童生徒に対する指導を行うことができる。 ・送迎時間がないため、授業時間の確保ができる。 ・午前中の時数を指導に充てることができる。 ・担任との連携や教室での様子を観察できる。
	言語	発達	言語	発達		
実施	2	11	0	6	19	
未実施	9	10	16	13	48	
小計	11	21	16	19	67	
実施率	18%	52%	0%	32%	28%	

資料 I-1-③

サテライト指導に対する担当者の意向（令和2年度）

	東部		中西部		県全体
	言語	発達	言語	発達	
必要	4	16	3	6	29
必要なし	1	1	5	7	14
どちらとも言えない	6	5	8	6	25
小計	11	21	16	19	67
必要感はある	36%	76%	19%	32%	43%

<サテライト指導での課題>

- ・保護者との連携がとりにくい。
- ・指導室や教材が整っていないため、教材の運搬や指導準備にかかる負担が大きい。
- ・本校から教材を持ち出すことに気を遣う。
- ・担当者の移動の負担が大きい。
- ・事項の会議等に参加できないことが多い。
- ・通級指導教室が複数担当の場合、担当者同士が会う機会が少なくなる。

2 静岡県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、研修の機会の確保と維持及び本研究会への参加にご理解いただき、通級指導教室担当者の指導経験を生かしつつ、その経験が確実に継承されるように、人事面で配慮いただけるようお願いします。

「障害に応じた通級による指導の手引き」（平成30年 文部科学省。以下、文科省という。）では、新任の通級指導教室担当教員の専門性、指導力を高めるための研修内容として次の8項目を挙げています。

- (1) 通級による指導や自立活動の趣旨・目的及び概要
- (2) 通級による指導の対象となる障害の種別に関する専門的な知識・技能
- (3) 通級による指導に係る特別の教育課程の編成
- (4) 個別の指導計画の作成の手順、個に応じた指導の方法
- (5) 教材・教具の活用
- (6) 個別の教育支援計画の作成、保護者や関係諸機関との連携協力
- (7) 事例研究法と指導の評価
- (8) 通級指導教室の経営

通級指導教室担当者は、静岡県教育委員会（以下、県教委という。）のご指導の下、言語・聴覚・発達障害児教育の充実に努めてまいりました。県教委主催の通級指導教室担当者研修において、平成29年度から、「発達障害通級指導」演習と共に、「言語障害通級指導」演習も実施されるようになり、言語障害通級指導者にとっても大変有意義な研修会となっています。また、この研修会が、東・中西部の幼児教育に携わる教員・職員まで参加が拡大され、平成30年度末に配布された「発達障害を対象とした通級指導教室のスタートブック」を活用するための講話も設定していただき、大変有り難く思います。また、各市町でも研修の必要性には理解を示してくださり、研修の機会を設けてくださるようになりました。しかし、教委主催の研修は地域格差があったり回数が十分でなかったりするため、経験の浅い通級指導担当者は、日々の指導を行いながら、教室や地域の先輩から一つ一つ学んでいます。令和2年3月「初めて通級を担当する教師のためのガイド」が文科省のホームページに公開されました。「第1章 通級指導を担当するに当たって」には、「(4) 困ったら一人で悩まずに相談しましょう。」とありますが、先述の研修内容8項目の内容を、体系的に身に付けることは難しい状態です。

また、経験ある担当者も8項目中の(6)(7)(8)に関しての更なる研修を望み、加えて、「校内支援への関わり方（コンサルテーション）」「通級担当新任者への指導（自身や後継者のキャリア）」についての探求もしている状況です。

本会は、以下のように、担当者の専門性を身につけるためだけでなく、事例をとおした実践的な研修を年間を通して行っており、これらは担当者にとって欠かせないものとなっています。



令和3年度 静言研 研修計画（令和3年度静言研会員必携より）

- (1) 定例研修会 第一回 【午前】 総会・講演 【午後】 分科会 ※中部地区で開催  
第二回 【午前】 講演 【午後】 講演 ※東部地区で開催  
第三回 【午前】 講演 【午後】 分科会 ※西部地区で開催
- (2) 地区講習会（講義、新任者講習会、指導者講習会、担当者研修会、事例検討会、検査技能講習会等。）  
東部地区 年間5回  
中部地区 静岡：年間6回 志太・榛原：年間3回 小笠・掛川：年間5回  
西部地区 年間9回

「発達障害に関する通級による指導担当教員専門性充実事業実践事例集」に挙げられた研修の機会を、地域間の格差なく平等に設け、専門性を身につけた担当者が幅広く育成されるようにご配慮をお願いします。

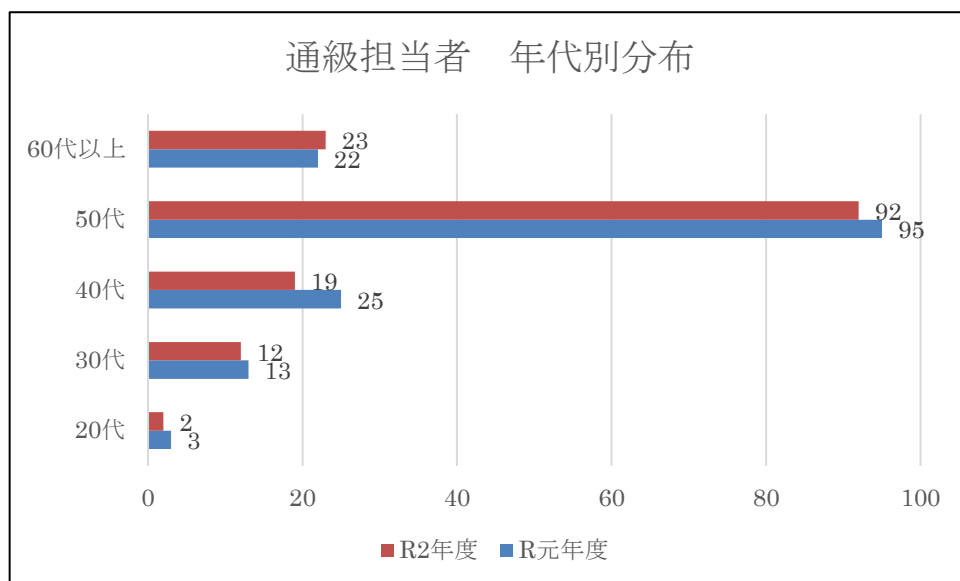
昨今、教育現場で働く教職員の年齢構成が話題となりますが、通級指導教室の担当者にも同様の表れが見られます。令和2年度の通級指導教室担当者の年齢は、78%が50歳代以上で、20歳代と30歳代が合わせて10%に満たないという状態にあります（資料I-2-①）。また、担当者の54%が経験年数3年以下となっています（資料I-2-②）。通級指導教室の増設・新設が進む中で、設置校の3分の2においては担当者が1教室一人であることも実態として挙がっています。

この先、上記の8項目の専門性を身につけた経験豊かで指導者的立場にある担当者が退職の時期を迎えることや、研修を重ねた若い年代の担当者が増えていかないことを考えると、専門性を担保するという観点から、不均衡な担当者の構成に不安を感じざるを得ません。

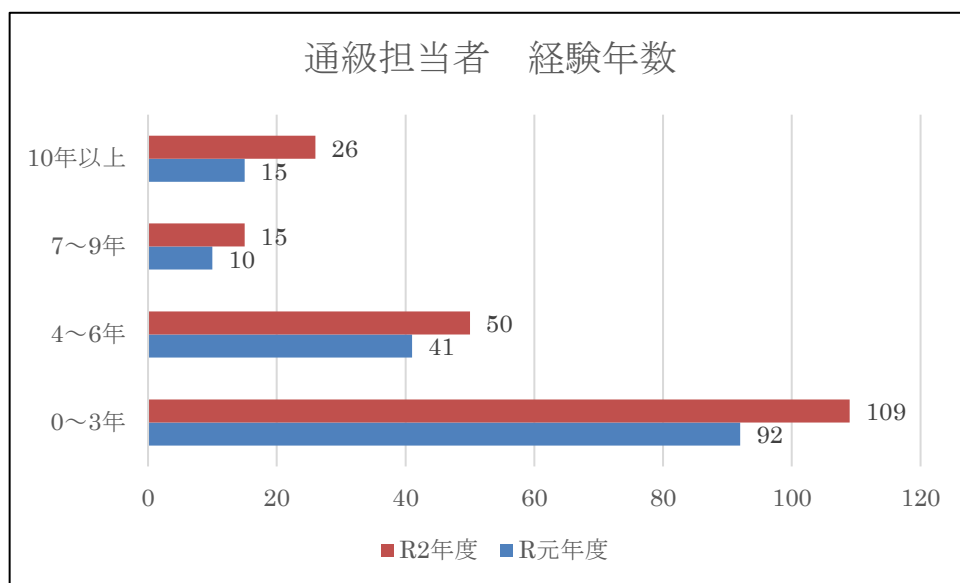
それを解消する取り組みは、昨年度から各市町で工夫した取り組みが始まっています。市町教委から指名された経験豊富な担当者がリーダーとなり、今後教室運営を担う地域の担当者に通級全般の知識や実際の指導について教授していく研修システムを作ったり、経験ある担当者の教室に通級指導について関心をもつ教諭を後継者育成枠として配置したりしています。こういった取り組みは、県として把握し、県下に広まるよう視察・推奨・指導等にご尽力いただくようお願いします。

今後、通級による指導はもちろんのこと、本県の特別支援教育の質を維持、向上させるため、担当者のキャリアステージを考慮した均衡のとれた人事が行われるよう、ご配慮をお願いします。

資料 I - 2 - ①



資料 I - 2 - ②



3 ICT 機器を活用した遠隔指導や指導の個別最適化を図るためのシステム構築に関する研究の推進をお願いします。

昨年度来、全国の小中学校は、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、生活様式や授業の在り方について様々な見直しや取り組みがされてきました。

国の ICT 機器活用推進事業も加速しており、通級による指導も、学校や家庭での遠隔指導やタブレットを使用した指導などを試みています。

通級指導を受ける児童生徒やその保護者にとって、ICT 機器活用を活用した遠隔指導が可能になることは、移動や送迎の負担軽減や他校に通うことへの抵抗感を軽減することにもつながるなど大きな効果が期待できます。

また、もう一つの ICT 機器活用の大きな機能である個別最適化は、構音や書字につまずきのある児童生徒の自主的な反復練習などへの活用も期待できます。

しかし、その一方で個人情報の漏洩、情報モラルの問題なども懸念されます。また、市町による環境整備の進捗状況やシステムに違いがあると市町をまたぐ接続が円滑に行われないなどの問題も懸念されます。

そこで、全児童生徒の一人一台のタブレット使用を見据え、通級児童生徒を含む特別な支援を必要とする児童生徒にとっての有効な ICT 機器活用の「ICT 活用ガイドブック」の作成など指針や活用ルール、市町をまたいだでも円滑に活用できるシステム構築について、研究・検討を進めていただくをお願いします。

## Ⅱ 言語障害通級指導教室・発達障害通級指導教室の充実と 発展のための要望

通級による指導を必要とする児童のニーズに応え質の高い指導を行うために、言語障害通級指導教室と発達障害通級指導教室の障害種別による設置の緩和など柔軟な運営ができるよう配慮をお願いします。

国全体の通級指導教室に通う児童数は増加傾向にありますが、本県では過去10年間、横ばいの状態が続いています。このことの一因として、毎年100人前後の児童が正規に通級できず、指導のニーズがあっても待機せざるをえない状況に置かれていることが挙げられます（資料Ⅱ－①、資料Ⅱ－②）。

このような状況にあっても、できるだけ早く指導に結び付けるために、すでに通級している児童の指導時間を隔週にして、対応することもあります。しかし、指導の機会や指導時間を十分に確保できているとはいえません。13人に担当者一人の配置が進めば、このような状況が解消され、ニーズに応えられる可能性も出てくると思われます。定数化完結に向けて編成基準の指導生徒数に段階的に近づけていく措置をお願いします。

また、静岡県では言語障害、発達障害等と障害種を分けた通級指導教室が設置されています。しかし、言語障害通級指導教室にも読み書きや注意力、コミュニケーションなどの発達障害の課題を抱える児童生徒が、多数在籍していると思われれます。反対に発達障害の教室にも構音障害を抱えていたり、吃音に苦しんでいたりと多くの児童生徒も多く在籍していると思われれます。このような状況の中、障害種の枠を取り外し、通級指導の運営に柔軟性を持たせれば、より近隣にある通級教室に通うことができ、児童の教育的ニーズに合った多様な指導を柔軟に展開することが可能になります。

今後、教室増設・新設が進められていく中で、言語障害通級指導教室や発達障害通級指導教室が、児童にとってより通級しやすい場になり、指導効果をあげられる設置形態の検討をお願いします。

### 資料Ⅱ－①

令和2年度 言語障害通級指導教室に通う児童数（人）

	H30年度	R1年度	R2年度
正規通級	1437	1454	1352
非正規通級		185	135
待機		16	35

### 資料Ⅱ－②

令和2年度 言語障害通級指導教室に通う児童数（人）

	H30年度	R1年度	R2年度
正規通級	1237	1452	1438
非正規通級	112	214	81
待機	98	83	63

### Ⅲ 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室充実と

#### 発展のための要望

聴覚に障害をもつ児童・生徒の将来の社会参加に向けて、障害を早期に発見し、それぞれの発達段階、ニーズに応じて必要な支援を受けられるよう、下記の点についてご配慮、ご検討をお願いします。

- ・研修会等で聴覚障害についての理解を広げる場を設定すること
- ・園、小学校、中学校に在籍する聴覚に障害を持つ児童・生徒の実態調査を全県で行うこと
- ・学級や教室への巡回指導を行うこと

令和2年6月厚生労働省による「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」委託を受け、静岡県では聴覚障害児支援体制整備事業として、静岡県乳幼児聴覚支援センターがこの事業を推進することになりました。静岡研も事業の一環である「静岡県聴覚障害児支援対策委員会」に参加し、医療・福祉・教育の連携のあり方について情報交換をしてきました。令和2年12月に静岡県乳幼児聴覚支援センターが行ったアンケート調査にも協力しました。

令和2年度の段階で、静岡県内の難聴学級では10名、難聴通級指導教室では6名、言語通級教室では14名、計30名が通級による指導および難聴指導を受けていることが分かりました（資料Ⅲ－①、②）。実際は通常の学級に在籍し、支援を受けていない児童生徒も多数いると思われませんが不明なままで、調査が必要であるという意見が出されました。

難聴児童生徒指導の担当者の多くは、教員免許のみをもつ者がほとんどです（資料Ⅲ－③）。また、教室学級経験年数も3年未満が34%、5年未満が24%と5年未満の教員が過半数以上であるのが現状です（資料Ⅲ－④）。

専門性が必要とされる分野の教育でありながら、難聴児童生徒の理解や指導に関する県教委主催の研修会や情報交換する場がありません。また、経験年数の少なさから、医療・福祉機関との連携の重要性に気付かされる機会や経験が得られにくくなっています。担当者の多くは、書籍を読んだり静岡研および休日開催の外部機関の研修会を頼ったりして、一人で児童生徒のニーズに応えようと奮闘していることが伺えます。

難聴・難聴児に関する研修会が充実することによって、経験が浅い担当者も安心して指導にあたることができます。

県教委主催の難聴・難聴児に関する研修会が実施することを強く希望します。

令和3年度から、静岡県立総合病院内のセンターの職員が巡回相談員として難聴児童生徒が通うきこえやことばの教室を巡回し指導をするという事業が始まりました。この取り組みの背景には、教育側も医療側も、連携を求めているという事実がありました（資料Ⅲ－⑤）。このような事業は今までになく、担当者として必要な心構えや難聴児童生徒に対する具体的な指導や支援について学ぶ機会となっています。難聴児童生徒にとっては、担当者が変わったとしても切れ目のない支援を受けられる体制であると思われれます。この事業が終了しても、県教委による、研修会の実施、支援の必要な児童生徒の実態調査、聴覚特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回指導を継続していただければ幸いです。



## IV 中学校・高等学校発達障害通級指導教室の充実と 発展のための要望

本県の中学校の発達障害通級指導教室は年々設置が進んでいますが、生徒・保護者のニーズに応えるには、教室数や担当者数が十分であるとは言えません。高等学校の通級による指導についても、実施学校数が少ないため、中学校で通級に通い、高等学校でも継続したい生徒が通えない現状があります。そこで、下記の点について、ご検討をお願いします。

- ・未設置の市町に中学校の発達障害通級指導教室を新設すること
- ・全日制、定時制の課程の高等学校において、通級による指導の利用と合理的配慮による高校入試に関する情報の周知をすること

令和3年度、中学校の発達障害通級指導教室が伊東市にも設置され、また、増設された教室もあり、県の働きかけにより少しずつ中学校の通級指導教室の拡充が進んできていることを大変有難く思います。これにより、静岡市、浜松市、裾野市、三島市、函南町、沼津市、富士市、焼津市、吉田町、磐田市、袋井市を合わせて12市町に設置されました。藤枝市は中学生のための支援教室を市独自で市内全ての中学校に開設しています。しかし、上記の市町以外では対応がなされていないため、小学校で通級指導を受けていてもその後の指導が途切れてしまい、行き先が無いのが現状です。小学校で通級指導を受けてきた生徒・保護者にとって、自立に向かう中学校期の大切な時期に特別な指導・支援が中断されてしまうことが、大きな不安となっています。

資料IV-1は、現在中学の発達障害通級指導教室に通う生徒を対象とした、中学の通級に通って良かったことのアンケート結果です。メンタルケアやソーシャルスキルトレーニング、在籍校への働きかけがいずれも数値が高くなっており、通級指導内容が多岐にわたり、かつ必要とされていることが分析できます。また、様々な困難さを抱えた生徒の在籍校と通級担当が環境調整などを検討し、合理的配慮を行った結果、困難さが軽減され不応の悪化を防ぐことにつながった例もあります。さらには、進路先への移行支援を行い、通級生徒が進路先でスムーズにスタートできるように支援しています。このように、中学校の通級指導教室の役割は多岐にわたり、重要なものになってきています。以上のことから、未設置の市町において中学校における発達障害通級指導教室の新設が進むよう働きかけをお願いします。

**資料IV-1 中学校通級に通って良かったこと（保護者アンケートより）**

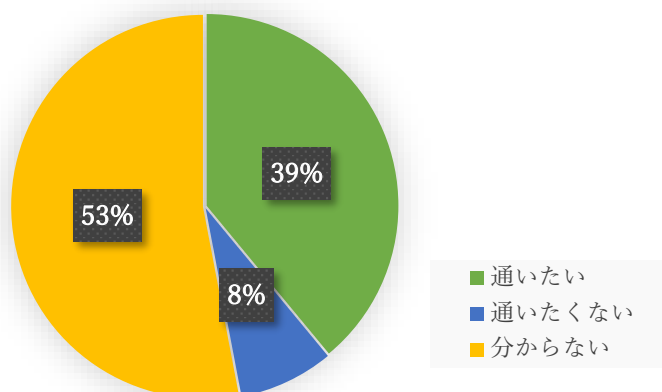
項目	割合
ソーシャルスキルトレーニング（人との関わり方についての練習）	22%
苦手な学習の補充（苦手な認知領域の学習や教科学習の補充など）	19%
メンタルケア（カウンセリングなど本人の精神面についてのケア）	18%
在籍校への働きかけ（学級担任の子どもに対する接し方についての助言など）	18%
保護者を対象とした教育相談	11%
進路に関する支援	11%
その他	1%

平成 30 年度に静岡県立静岡中央高等学校において通級による指導が開始されました。令和 2 年度末に行った、通級指導教室に通う中学生の保護者アンケートには、「本人にとって安心できる場所があることが心強いと思う。家庭以外でも弱音を吐いたり、応援してくれたりする居場所があったら嬉しい。」「年齢に応じた人との関わり

りを教えて欲しい。」「社会に順応できるか不安に思うことも多々あるので、学業とは違う社会生活へのサポートをして頂ければ。」などという声が挙がっていました。また、「自校にある、又は本人のみで通えるのであれば通いたい。」という声もありました。高等学校でも引き続き通級による指導を必要とする生徒は多く、保護者の強い要望もあります(資料Ⅳ-2)。そのようなニーズに対応して頂き、通級による指導の制度について周知し、必要な生徒が円滑に指導につながり、全日制、定時制の課程の高等学校にも通級による指導がより広く実施されるよう強く要望いたします。

通級利用生徒の中には、合理的配慮のもとに高校入試を受けることを希望しているものもあります。しかし、現状は、合理的配慮の申請による高校入試の情報が生徒・保護者や学校とも得られにくいため、どのような配慮が認められるのかなど不安が大きく、申請に踏み出せない状況もあるようです。通級による指導の中で自分に合った I C T 機器の利用方法を身に着け、学校の学習に生かしている生徒が、普段の実力を発揮して受験できるように、合理的配慮の申請による高校入試に関する情報を生徒・保護者や学校が入手しやすい広報をお願い致します。

資料Ⅳ-2 高等学校での通級指導を希望する生徒

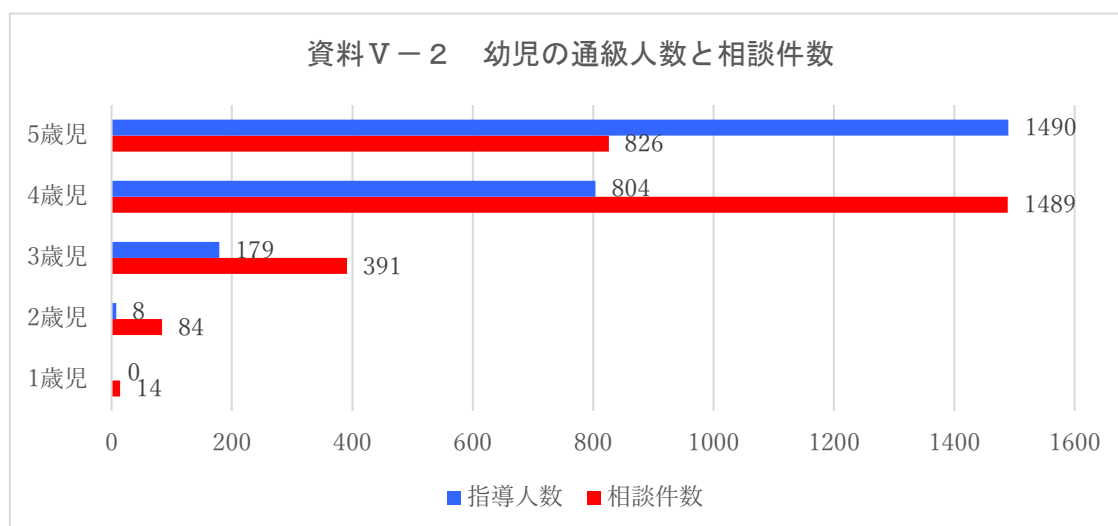
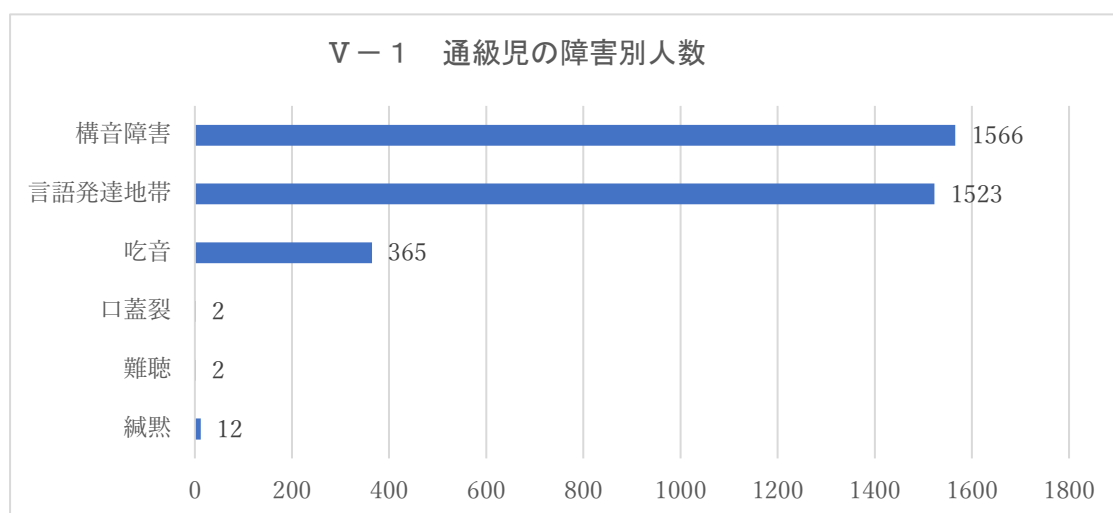




## V 早期指導充実と発展のための要望

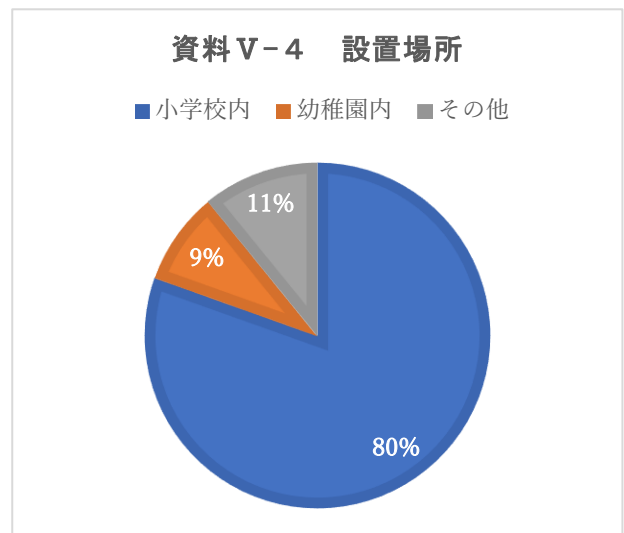
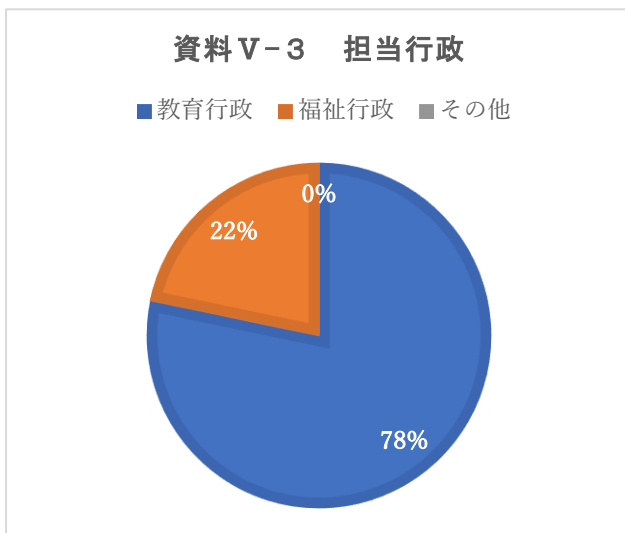
本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。そこで、早期支援の重要性を鑑み、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県として早期支援の枠組みの中に位置づけた制度設計の検討をお願いします。

静岡県教育振興基本計画における『特別支援教育の充実』の施策の内容として「障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人一人の教育的ニーズに対応した指導の充実と切れ目のない支援体制の構築を図ります。」と述べています。「幼児ことばの教室」は、母子保健や福祉機関と連携し、保護者からの相談に対応するなど地域の支援システムに位置付いた取り組みを行っています。幼児ことばの教室は資料V-1、資料V-2に示すような幼児が通っています。また、就学に向けた学校教育との接続で大きな役割を担い、早期からの一貫した支援が実現する上で重要な役割を果たしています。



「幼児ことばの教室」は令和年3度現在、当研究会に入会している教室が49教室あります。早期から一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するため、国の教育制度に明確に位置づけられていない中で、「幼児ことばの教室」での支援が、市町単独事業として県下の各地区で実施されていることは、県内外から高い評価を得ています。

これらの幼児ことばの教室の設置に関しては、各市町の実態や設置の経緯などにより、その教室を担当する行政や設置場所は様々です（資料V-3，4）。福祉行政が担っている市町では、母子保健や福祉機関と連携し早期からの支援の必要な幼児を受け入れる体制が取れるなどの利点があります。学齢のことばの教室に併設されている「幼児ことばの教室」では、幼児と小学生の教室が同じ施設の中にあるため指導等に関する日常的な情報交換や研修を行うことができ「連携がしやすい」、「就学にあたっての連携もしやすい」などの成果をあげています。



文部科学省は『通級による指導の手引き』の中で「幼児期における障害の早期発見や適切な指導などの早期対応は幼児が障害の状態を改善・克服し、望ましい成長発達を図る上で大きな効果がある。」と述べ、ことばの教室における早期からの支援の必要性を指摘しています。本県の「幼児ことばの教室」は乳幼児期に、幅広い様々な心配をもつ保護者が「ことば」を窓口にして気軽に相談できる重要な支援機関です。「一貫した支援ができる」「自己肯定感を高め二次的障害を防ぐことができる」などの幼児にとっての利点や、「保護者ととも子どもとのかかわりを考えることができる」などの保護者や指導者にとっての利点があります。

しかしながら、資料I-1-①にあるように、県東部には幼児ことばの教室が未設置の地区が多くあります。伊豆地区の幼児言語教室に関しては、23年度から平成29年度まで県健康福祉部より補助金を受けて言語障害児指導相談事業を行いました。この事業は県東部の言語指導担当経験者が、伊豆地区の言語通級未設置区に赴き、指導相談事業を行ったものです。この事業をきっかけに町独自の言語相談事業が始まり、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の3町では引き続き実施されています。こうした担当者の努力によって、少しでも多くのニーズに応えようとしていますが、十分な指導ができないことは明白です。

幼児ことばの教室の担当者は、資料V-5のように高い専門性のもとに業務を行っております。担当者の専門性を維持しつつ、県内多くの幼児の指導や相談を継続して行い、「幼児ことばの教室」が、早期からの支援の場としてその役割を果たすために、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県として市町への働きかけと、県として早期支援の枠組みの中に位置づけた制度設計の検討をお願い致します。

また、県福祉部からの補助金により、県内各教室は通級幼児の人数に応じて教材購入費用や研修費用の助成を受けております。早期からの支援について、今後も県からの助成をお願いすると同時に、各市町においても独自の予算が組まれますよう働きかけをお願い致します。

### 資料V-5 幼児指導者の業務

- 指導
- 相談
  - ・ 専門調査（保護者や対象児に行う相談や検査）
  - ・ 出張相談
  - ・ 電話相談
  - ・ スクリーニング
- 保護者支援
- 園との連携
  - ・ 在籍園訪問や電話、連絡ノート、指導報告書、実態報告書による情報交換
  - ・ ケース会議への参加・在籍園担任へのことばの教室説明会や指導公開の開催
- 啓発
  - ・ パンフレット、教室便りの配布
  - ・ 市町内園担任を対象としたことばの教室説明会や指導公開の開催
- 他機関との連携
  - ・ 医療機関への紹介
  - ・ 小学校や学齢の通級指導教室との連携